

## 老朽住宅補助金算定表

建築年代	構造	地元企業				市外企業			
		老朽住宅 <sup>※1</sup> 及び登録物件 <sup>※2</sup>		賃貸住宅 <sup>※3</sup>		老朽住宅及び登録物件		賃貸住宅	
		補助率	上限額	補助率	上限額	補助率	上限額	補助率	上限額
昭和39年以前に完成されたもの	木造	50%	40万	25%	20万	25%	20万	12%	10万
	非木造		50万				25万		25万
昭和49年以前に完成されたもの	木造	40%	40万	20%	20万	20%	20万	10%	10万
	非木造		60万				30万		30万
昭和56年5月31日以前に建築確認	木造	30%	40万	15%	20万	15%	20万	7%	10万
	非木造		60万				30万		30万
昭和56年6月1日以降に建築確認	木造	20%	30万	10%	15万	10%	15万	5%	7万
	非木造		40万				20万		20万

●現制度の補助率・限度額⇒20%・30万円

※1老朽住宅:市内にある老朽化等により居住の用に供しない専用住宅又は併用住宅

※2登録住宅:砂川市住み替え支援協議会登録物件情報として公開されたことがある賃貸住宅

※3賃貸住宅:賃貸の用に供したことがある老朽住宅

※補助の対象は、個人が所有するものとし、所有者自らが居住したことがある老朽住宅等